

点検整備制度と車種の関係

各定期点検整備の対象自動車は、公益性、加害性、車両の磨耗・劣化度合いを勘案して定められている。

< 主な対象車種 >

日常点検整備		
一日一回運行の開始前に点検 (いわゆる「運行前点検」)		走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検
定期点検整備		
3月点検整備	6月点検整備	1年点検整備
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自動車運送事業用自動車</u>(貨物軽自動車運送事業を除く) ● <u>車両総重量が8トン以上の自家用貨物自動車</u>(いわゆる大型トラック)及び特種用途車 ● <u>乗車定員11人以上の自家用自動車</u>(いわゆるバス) ● <u>レンタカーの貨物自動車</u>(軽自動車を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>レンタカーの乗用自動車</u>及び軽自動車 ● <u>車両総重量が8トン未満の自家用貨物自動車</u>及び特種用途車(軽自動車を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自家用乗用自動車</u>(荷台や特種な設備を持たないセダン型、ワンボックス型等のいわゆるマイカー) ● <u>軽貨物自動車</u> ● <u>軽特種自動車</u> ● <u>二輪車(総排気量125cc超)</u>【6月点検の廃止を平成19年4月1日実施】